

平成25年9月1日

いじめ防止委員会設置要綱

広島県立西条特別支援学校

1 名称

「いじめ防止委員会」などいじめの防止等のために設置した委員会であることがわかる名称とする。

2 委員会の概要

(1) 目的

各会員校が、児童生徒・保護者等に対して、校内にいじめの防止等に係る委員会を設置し、いじめ防止等について組織的・積極的に対応する姿勢を明確にする。

(2) 取組み内容

- ア いじめの未然防止の体制整備及び取組み
- イ いじめの状況把握及び分析
- ウ いじめを受けた児童生徒に対する相談及び支援
- エ いじめを受けた児童生徒の保護者に対する相談及び支援
- オ いじめを行った児童生徒に対する指導
- カ いじめを行った児童生徒の保護者に対する助言
- キ 専門的な知識を有する者等との連携等
- ク その他いじめの防止に係ること

(3) 委員構成

- ア 校長が指名する職員とする。
- イ 自殺等の重大事態が発生した場合には、委員会の構成員として、校長が必要に応じて専門家等を加えることができる。